

令和5年度ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

【令和5年度予算案】
1,664億円(※)

【令和4年度予算】
(1,792億円)

(※) こども家庭庁予算に計上。

困難な問題を抱える女性への支援について、別途、厚生労働省予算に計上

【主な内容】

(ひとり親家庭支援関係)

- ひとり親家庭の相談支援体制の整備について、同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な支援を行う。
- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援や、学習支援を行うとともに、食事の提供に対する支援を創設する。
- 資格取得に向けた訓練受講中のひとり親に対し、生活費を支援する高等職業訓練促進給付金について、令和4年度末までとしている対象資格の拡大及び訓練期間の緩和措置を令和5年度末まで延長する。
- 国において、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報、ひとり親家庭等が活用できる支援施策、地方自治体における取組状況等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境整備を行う。
- 養育費等相談支援センターにおける養育費相談に関して、法律的論点の整理を行い、スムーズに弁護士への相談につなげることができるよう、体制を整備する。

(困難な問題を抱える女性への支援関係)

- 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性など、様々な事情により困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化を図る。

【主な内訳】

(ひとり親家庭支援関係) ※こども家庭庁予算に計上

◇ 母子家庭等対策総合支援事業	162億円	(160億円)
◇ 児童扶養手当	1,486億円	(1,618億円)
◇ 養育費等相談支援センター事業	0.8億円	(0.8億円)
◇ 母子父子寡婦福祉貸付金	14億円	(14億円)

(困難な問題を抱える女性への支援関係) ※厚生労働省予算に計上

◇ 困難な問題を抱える女性支援推進等事業	23億円	(22億円)
◇ 婦人保護施設措置費	26億円	(26億円)

目次

1. ひとり親家庭支援関係

※ こども家庭庁予算に計上

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	4
こどもの生活・学習支援事業	5
ひとり親家庭等自立促進基盤事業	6
母子家庭等就業・自立支援事業	7
高等職業訓練促進給付金	8
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	9
ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業	10
養育費等相談支援センター事業	11
母子父子寡婦福祉資金貸付金	12

2. 困難な問題を抱える女性への支援関係

※ 厚生労働省予算に計上

困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化について	14
婦人相談員活動強化事業	15
困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業	16
困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業	17
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント	18

(参考資料) 令和5年度予算案における新規・拡充事業以外の事業	19
---------------------------------	----

1. ひとり親家庭支援関係

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

（1）就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、

- ①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

（2）集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

（3）相談支援体制強化事業（R4～）

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,190千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,498千円】

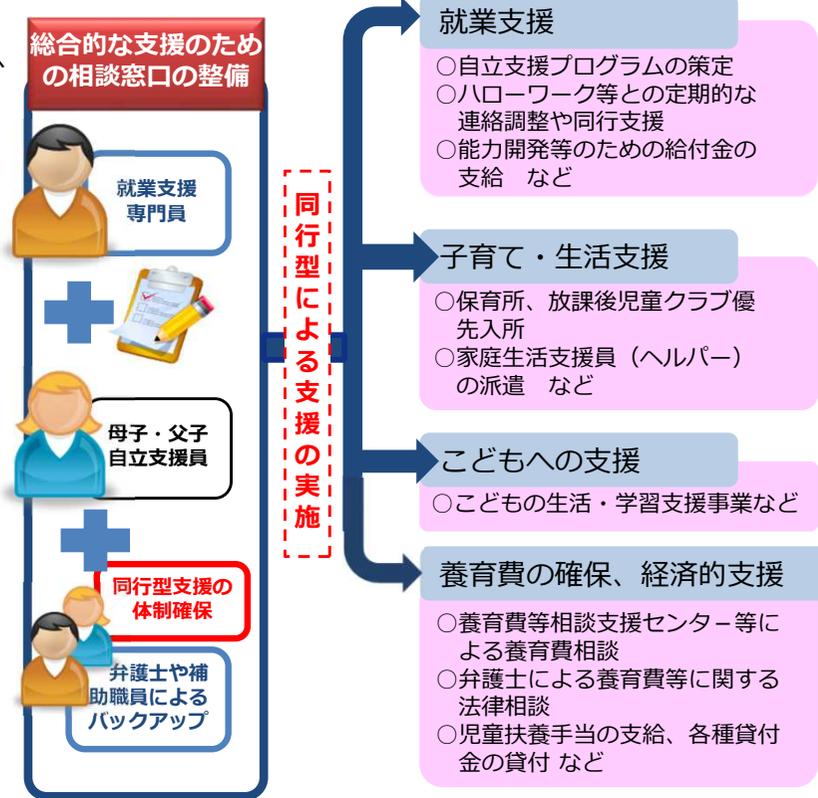
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,627千円】 ※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

新 エ 同行型支援（新規）【1か所あたり年額1,782千円】

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
配置人数	22名	36名	52名	61名	74名	93名	98名
相談対応件数（延べ数）	4,580件	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件

拡充 こどもの生活・学習支援事業

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

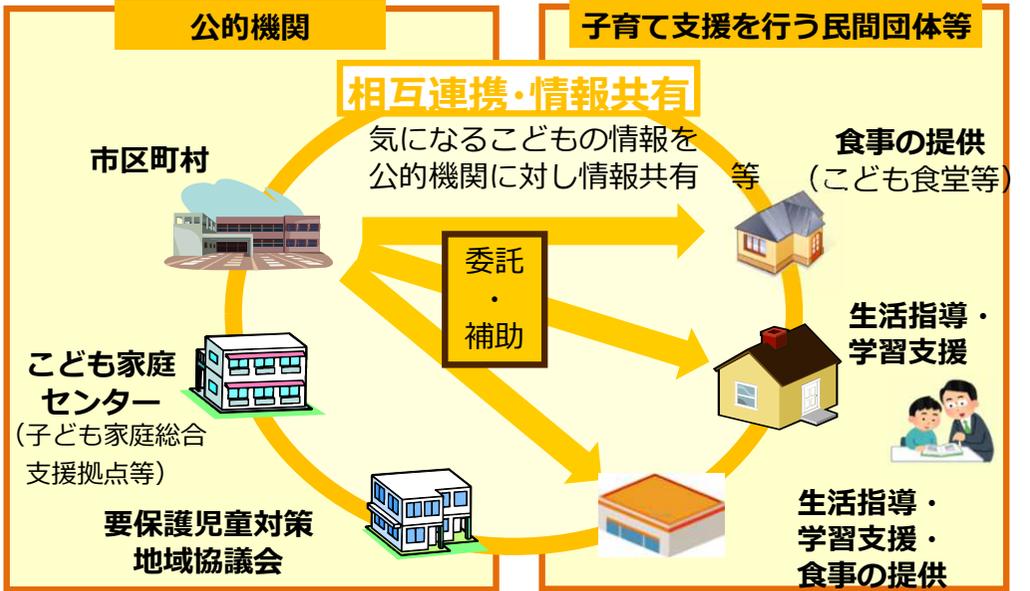
○ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

※ こども家庭庁の発足を踏まえ、こども食堂等への補助事業である「地域子供の未来応援交付金」（内閣府）を本事業に統合。

2 事業の概要・スキーム

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせて実施する。
 - ①基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - ②学習習慣の定着等の学習支援
 - ③食事の提供
- 地域における支援体制を確立するため、関係機関の連携体制の整備を地域の実情に応じて実施する。

- 【拡充内容】**
- (1) 食事の提供にかかる費用を新たに補助する。
※③のみの実施も可能とするが、こども食堂等が適切に市区町村（こども家庭センターや要対協等）と連携することを要件とする。
 - (2) 関係機関の連携体制の整備にかかる費用を補助する。
 - (3) 「地域子供の未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるための自治体負担の激変緩和措置及びこれまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を行えるよう、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村
 【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2（上記2(3)の場合の特例：国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3）
 国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4（上記2(3)の場合の特例：国 2/3、都道府県 1/6、市区町村 1/6）

【補助単価】

○生活指導・学習支援		○食事の提供	
(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円	1事業所当たり 3,500千円
(2) 事業費（集合型）	1事業所当たり	4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）	
(3) 事業費（アウトリーチ型）	1回の訪問が1日の場合	10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）	
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円	○連携体制整備
		② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円	1実施主体当たり 453千円

令和5年度当初予算案：15百万円（9百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 民間団体が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を支援する事業を実施することにより、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 民間団体から申請のあった次の全ての要件を満たす事業であって、審査・採択されたものの費用を補助する。
 - ① ひとり親家庭等の支援施策や自立に関する全国的なセミナーや研修会の開催、ひとり親家庭等の就業に関する企業への協力要請活動、養育費に関する相談や普及啓発等ひとり親家庭等の自立支援を行う事業であること。
 - ② 営利を目的としない事業であること。
 - ③ 複数の都道府県において行われる事業であること。
 - ④ 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業でないこと。
 - ⑤ 事業の大部分が設備整備、備品購入等でないこと。

3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により3者の範囲内で決定 ⇒ **拡** 公募により5者の範囲内で決定）

【補助率】定額補助

【補助単価】1団体あたり上限300万円

【実績】令和3年度 3団体

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。
- ひとり親家庭に対し、PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る「**就業環境整備支援事業**」を創設。
- 一般市事業についても専門的な支援が行われるよう、**心理カウンセラー配置加算の適用など補助単価の拡充**を図る。

2 事業の概要・スキーム

（1）母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
- 【1か所あたり最大9,430千円】

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
- 【1か所あたり最大14,248千円】

在宅就業推進事業（H20～）

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等
- 【1か所あたり最大11,000千円】

相談関係職員研修支援事業（H26～）

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
- 【1か所あたり2,802千円】

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等
- 【1か所あたり2,809千円】

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等
- 【1か所あたり最大25,368千円】

親子交流支援事業

- ・親子交流（面会交流）援助の実施等
- 【1か所あたり最大3,996千円】

心理カウンセラー等配置（R3～）

- ・心理担当職員の配置
- 【1か所あたり3,000千円】

新 就業環境整備支援事業【新規】

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る
- 【1か所あたり2,880千円】

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業（H26～）

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等
- 【1か所あたり2,300千円】

拡（2）一般市等就業・自立支援事業【拡充】

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施【1か所あたり最大20,634千円】
- **心理カウンセラー配置する場合** 【1市町村あたり3,000千円】
- **在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る場合** 【1市町村あたり2,880千円】

3 実施主体等

- 【実施主体】（1）都道府県・指定都市・中核市
（2）一般市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【相談実績】令和2年度就業相談件数（延べ数）90,273件

【母子家庭等就業・自立支援センター設置状況】

	都道府県	指定都市	中核市	合計
令和2年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	51か所 (85.0%)	118か所 (92.9%)

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

拡

※ 令和5年度末まで、訓練期間の緩和措置（1年以上→6月以上）を延長。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等

拡

※ 令和5年度末まで、対象資格の拡大措置（6月以上の訓練を通常必要とする民間資格）を延長。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【支給対象期間】修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和2年度総支給件数】6,903件（全ての修学年次を合計）

【令和2年度資格取得者数】2,701人（看護師1,114人、准看護師954人、保育士170人、美容師107人など）

【令和2年度就職者数】2,088人（看護師998人、准看護師573人、保育士144人、美容師91人など）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和2年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	60か所 (100.0%)	739か所 (94.7%)	866か所 (95.5%)

(注)（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- 高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親の経済的負担を軽減するため、**負担割合の改善を図るとともに、新たに通学の場合の補助単価を創設**する

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

<支給内容>

（1）通信制の場合【拡充】

- | | | |
|----------------------------------|---------------|-----|
| ① 受講開始時給付金：受講費用の3割（上限7万5千円） | ⇒4割（上限10万円） | ● 拡 |
| ② 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限10万円） | ⇒1割（上限12万5千円） | |
| ③ 合格時給付金：受講費用の2割（①②と合わせて上限15万円） | ⇒1割（上限15万円） | |

（2）通学又は通学及び通信併用の場合【新規】

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ① 受講開始時給付金：受講費用の4割（上限20万円） | ● 新 |
| ② 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限25万円） | |
| ③ 合格時給付金：受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円） | |

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【R2実施自治体数】342自治体

【R2支給実績】事前相談：174人 支給者数：80人

令和5年度当初予算案：35百万円

1 事業の目的

- 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報、ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、ひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 情報収集・管理業務

- ・ 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報
- ・ ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況 等

(3) その他業務

- ・ 上記のほか、必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

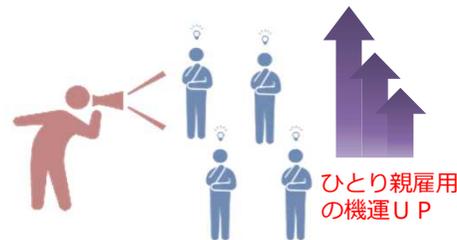
1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb公告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



(2) 特設サイト運営業務

- ・ 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

1 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 地域における民間の支援団体の情報を掲載

行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

2 ひとり親の雇用に理解の企業の情報

- 1 ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
- 2 優良企業表彰を受けた企業の取り組みを掲載

ひとり親雇用の機運を高める

3 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- 1 ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
- 2 自治体毎の取組状況を掲載

住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

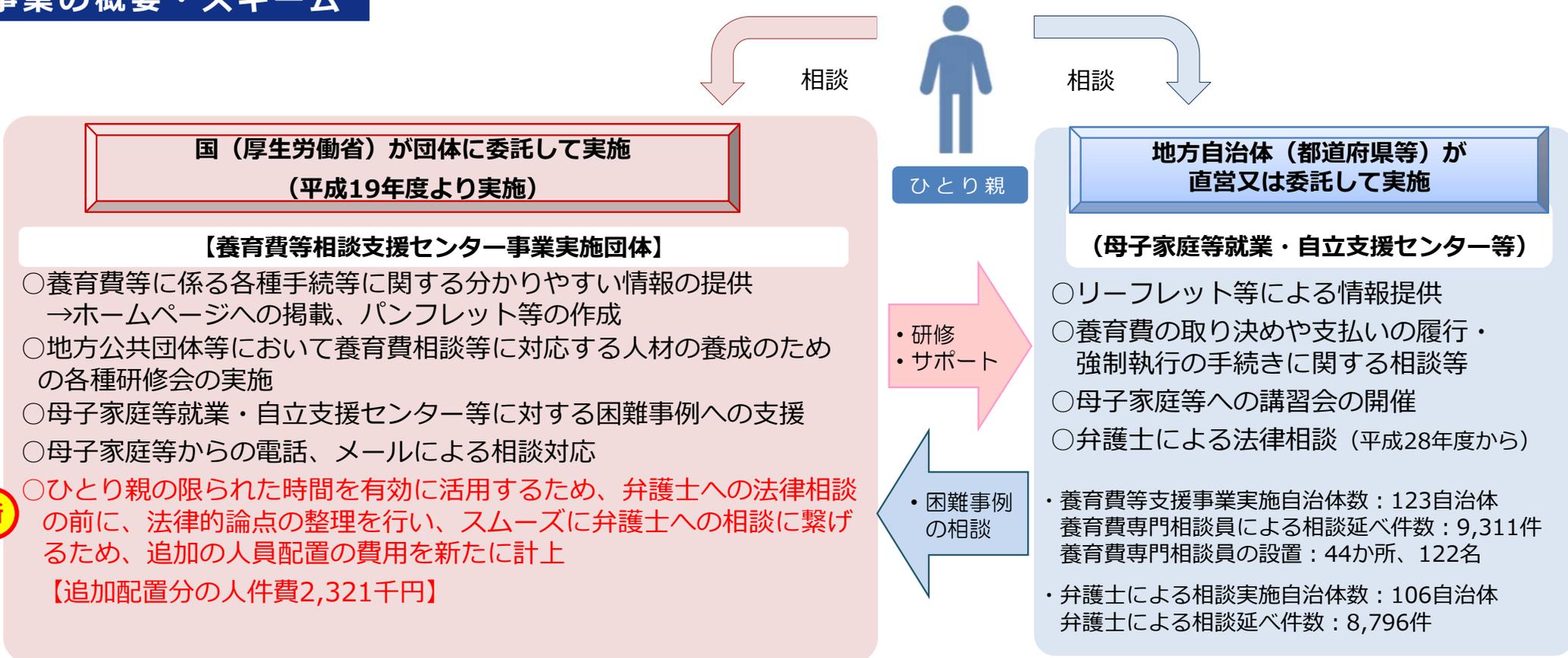
【補助率】定額

令和5年度当初予算案：0.8億円（0.8億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「養育費等相談支援センター」を設置し、養育費に関する相談支援や、相談にあたる人材育成のための研修等を行うことで、ひとり親家庭の自立を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

【実施主体】 国（委託により実施） 【令和2年度実績】 相談延べ件数：5,537件 研修等の実施：45回

令和5年度当初予算案：14.2億円（13.6億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者に対して、生活資金を貸付け、ひとり親家庭の生活の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 現状の12種類の資金（①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪修学支度資金、⑫結婚資金）のうち、**生活資金を拡充**する。

生活資金の対象者（現状）

知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない（7年未満）者、失業中の者



拡充

家計が急変した者

家計急変者への貸付（拡充内容）

- 【貸付内容】 収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者に対して、生活資金の貸付を行う。
 - 【貸付対象】 母子家庭の母、父子家庭の父 ※ただし、児童扶養手当を受給している場合は、対象外
 - 【貸付要件】 家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者
（直近の月収を12倍した金額が365万円以下（扶養児童1人の場合※）の者）
※扶養児童1人増えるごとに47.5万円を加える
 - 【貸付限度額】 児童扶養手当に準拠した額 【貸付期間】 原則3月以内（最長1年まで延長可）
 - 【据置期間】 貸付期間終了後、6ヶ月間 【償還期限】 10年以内
 - 【保証人・利率】 保証人有：無利子、保証人無：年1.0%
- ※政令改正予定

3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市 【貸付額】 厚生労働大臣が認めた額 【補助率】 国：2 / 3

2. 困難な問題を抱える女性への支援関係

困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化について

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業 (R3~)

- ・ 婦人相談所等の都道府県の関係機関を始めとし、市区の関係機関や民間団体等が、支援に必要な情報や方針を共有し、横断的な連携・協働のもと、困難な問題を抱える女性への支援を展開するための協議会を構築・運営

婦人相談員活動強化事業 (拡充)

- ・ 統括婦人相談員 (非正規の常勤職員) として配置した場合、**月額4万円の処遇改善**の実施
- ・ 主任婦人相談員 (非正規の非常勤) として配置した場合、**月額5千円の処遇改善**を実施

民間団体支援強化・推進事業 (R4~)

- ・ 支援を担う民間団体の掘り起こし
- ・ 民間団体の育成
- ・ 立ち上げ支援

掘り起こし・育成

若年被害女性等支援事業 (R3~)

- ・ 夜間の見回り
- ・ 相談支援
- ・ 居場所及び食事の提供

委託

困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業 (新規)

<自治体>

- ・ **都道府県計画の策定** (調査、検討会設置等)
- ・ **専門職確保のための採用活動**の実施
- ・ 婦人相談員や婦人相談所における**支援に関する記録や、民間団体等との連携を図るため、ICTを導入**

<民間団体>

- ・ 若年被害女性等支援事業等で把握した困難な問題を抱える女性への支援に関する記録等の**情報管理や支援ニーズ等に関するデータベースを構築するためのICTを導入**

国

※ 自治体より、困難な問題を抱える女性への支援窓口 (自治体及び民間団体 (若年被害女性等支援事業の委託を受けている者など)) や、支援の内容等を国へ情報提供

困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業 (新規)

- ・ **専用のwebサイト等を作成し、自治体から提供のあった各窓口や支援内容等の周知を図る**ことで、困難な問題を抱える女性が窓口にアクセスしやすい環境を整備するとともに、民間団体同士が連携できる体制を整備する。併せて、全国フォーラム等を開催することで、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高める。
- ・ **婦人保護施設における運営実態の把握・運営方策の検討**
- ・ 婦人相談員等の養成及び資質の向上を図るための必要な**研修のカリキュラムの検討・策定**

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **23**億円の内数 (22億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 婦人保護事業の担い手となる婦人相談員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 婦人相談員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供することを目的とする。
- さらに、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を**統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の処遇改善**を実施。

3 実施主体等

<実施主体>

都道府県・市

<補助率>

国5/10 (都道府県・市5/10)

<補助単価>

1. 婦人相談員手当等

(1) 婦人相談員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算 (R4～)
 - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 × (経験年数-2年)
研修未修了者：月額 3,500円 × (経験年数-2年)
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当 (R4～) 研修修了者：年額 504,130円
研修未修了者：年額 392,440円

(2) 統括婦人相談員加算 月額 40,000円【新規】

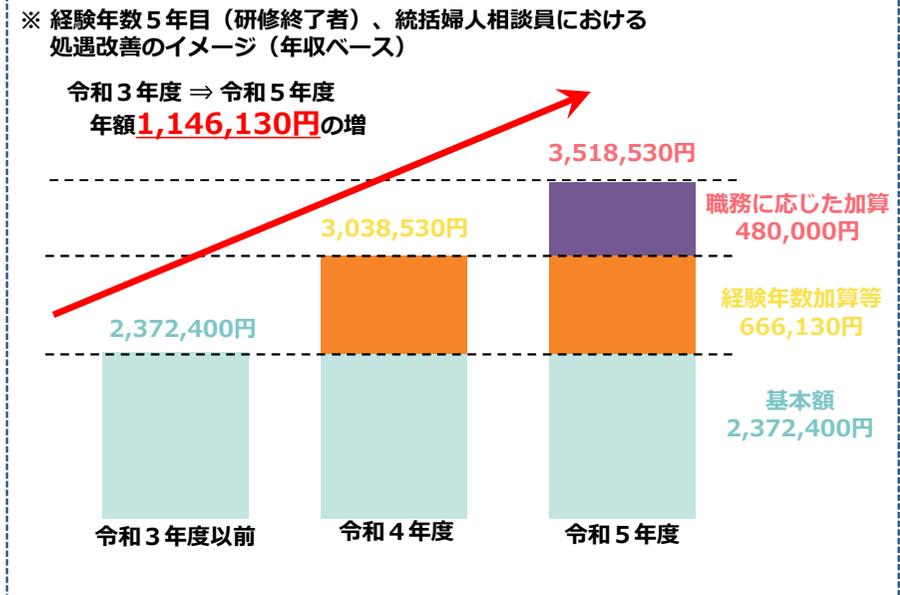
(3) 主任婦人相談員加算 月額 5,000円【新規】

2. 婦人相談員活動費

- ア 都道府県 婦人相談員の数 × 58,000円
- イ 市 婦人相談員の数 × 49,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 238,080円

3. 相談員配置実績等 (令和2年度)

相談員数：1,533人
相談対応件数：延べ407,942件 (実163,393件)



令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 (一) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年5月19日成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 都道府県基本計画等の策定支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県基本計画等の策定に必要な費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。

(2) 婦人相談員等専門職採用活動支援事業

困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等）の一部を補助する。

(3) ICT導入支援事業

ICTを活用した支援及び支援に関する記録等の情報管理や、自治体と民間の支援団体が連携するためのシステム構築等に必要な費用の一部を補助する。

(4) その他婦人保護施設等への支援

① 生活向上のための環境改善事業

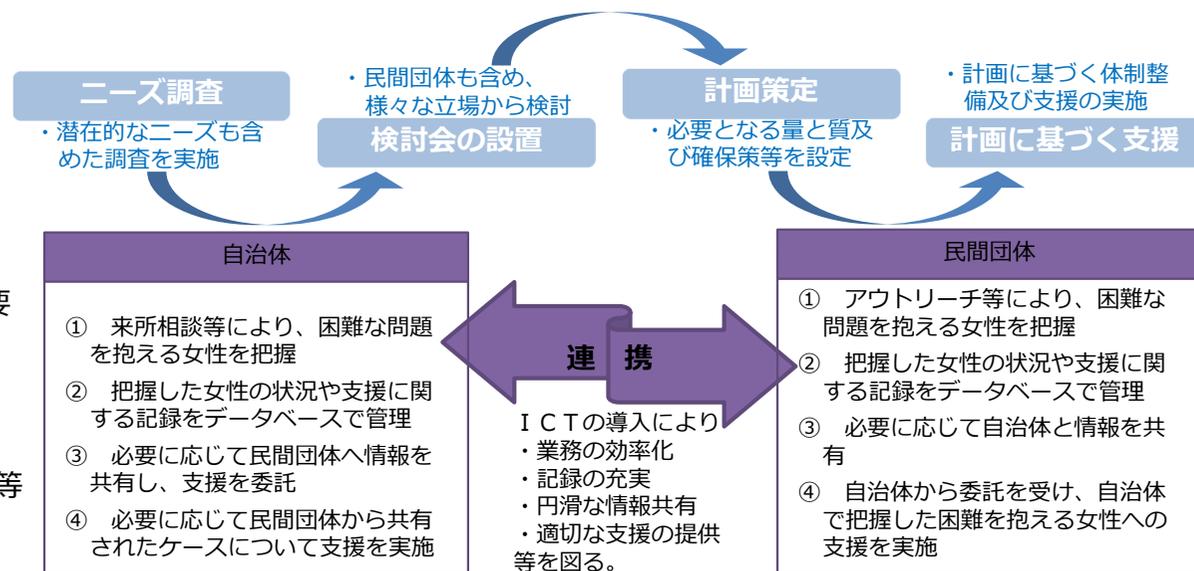
婦人保護施設、婦人相談所及び婦人相談所一時保護所の入所者等の生活向上を図るための改修等に必要な費用の一部を補助する。

② 身元保証人確保対策事業

婦人保護施設等に入所中・退所した者等が就職する際等に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約に必要な費用の一部を補助する。

③ 職員の資質向上のための研修事業

職員の資質向上や研修指導者の養成を図るため、施設種別・職種別に行われる研修への参加に必要な費用の一部を補助する。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・市町村1/2

【補助単価】

(1) 1自治体あたり2,647千円 (2) 1自治体あたり2,766千円 (3) 1自治体あたり1,320千円、1団体あたり1,386千円 等

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 (一) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性が支援に繋がるよう、必要な情報発信や自治体・民間の支援団体が広域で連携できる体制整備や全国フォーラム等の開催を通じた機運の醸成のほか、研修カリキュラムの策定等を通じた婦人相談員等の養成及び資質の向上を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築

(1) 情報収集・管理業務

- ・ 自治体における相談窓口や支援に関する情報収集
- ・ 自治体を通じて、民間の支援団体の相談窓口や支援に関する情報収集

(2) ポータルサイト運營業務

- ・ 困難な問題を抱える女性が、適切な支援に繋がるよう、収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトの作成・運営
- ・ 民間の支援団体同士の連携が図られるよう、必要な情報を特設サイトに掲載するとともに、情報を共有できる仕組みを構築する。

(3) 広報啓発・フォーラムの開催

- ・ 必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

2. その他困難な問題を抱える女性への支援の推進

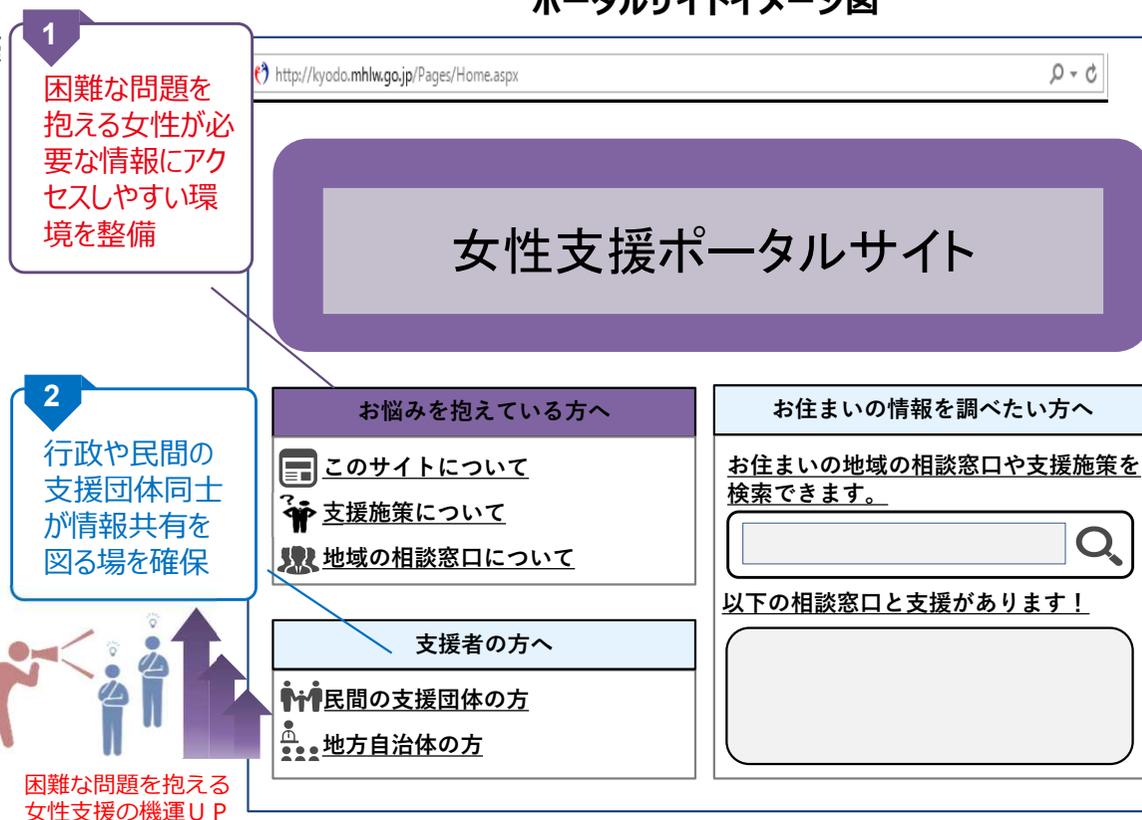
(1) 婦人保護施設の実態把握等

- ・ 婦人保護施設における運営実態の把握・運営方策の検討

(2) 婦人相談員等の研修カリキュラム策定

- ・ 婦人相談員等の養成及び資質の向上を図るための必要な研修のカリキュラムの検討・策定

ポータルサイトイメージ図



3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ **教育・啓発**

■ **調査研究の推進**

■ **人材の確保**

■ **民間団体援助**

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則
(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分
(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分
(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生
(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

参考資料

**(令和5年度予算案における
新規・拡充事業以外の事業)**

1. **ひとり親家庭支援関係**

ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業【令和3年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう相談支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市及び福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国 1/2、都道府県等 1/2

【補助単価】 1か所あたり 2,200千円

ひとり親家庭等日常生活支援事業【昭和50年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。
 - (1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
 - ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由
 - (2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等
(乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。)
- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅
 保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

➤ 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う

➤ 保育等のサービスは、乳幼児の保育、こどもの生活指導などを行う



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
 （事業の一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【R2実績】 実件数 2,466件
 延べ件数 27,144件

【補助基準額】			
1	事務費分	1か所当たり	4,128千円
2	派遣手当分	1時間当たり	
	①子育て支援		②生活援助
	(深夜、早朝以外9:00~18:00)	900円	(深夜、早朝以外9:00~18:00)
	(深夜、早朝)	1,120円	1,860円
	(講習会会場)	1,350円	(深夜、早朝)
	(宿泊分)	4,480円	(移動時間)
	(移動時間)	1,860円	1,860円

ひとり親家庭等生活向上事業

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、こどものしつけ・育児又は自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

1. ひとり親家庭等生活支援事業

- ① 相談支援事業
育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。
また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。
- ② 家計管理・生活支援講習会等事業
家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。
- ③ 学習支援事業
高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する。

④ 情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

⑤ 短期施設利用相談支援事業

母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般等に関する相談や助言の実施、ひとり親家庭の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行う。

2. こどもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行うことによりひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)
- 【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4
- 【実施自治体数】 905か所《令和2年度》

【補助基準額】

1. ひとり親家庭等生活支援事業

- (1) 1か所当たり最大 11,699千円
- (2) 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に①に加算する額 4,420千円

2. こどもの生活・学習支援事業

○生活指導・学習支援

- (1) 事務費 1実施主体当たり 2,746千円
- (2) 事業費(集合型) 実施日数に応じた額(1箇所当たり)
週2日以下：4,898千円、週3日：7,346千円、
週4日：9,795千円、週5日以上：12,244千円
- (3) 事業費(派遣型)
1回の訪問が1日の場合：10,420円 × 訪問延回数
1回の訪問が半日以内の場合：6,700円 × 訪問延回数
- (4) 実施準備経費(1実施場所当たり)
 - ① 改修費等 4,000千円
 - ② 礼金及び賃借料(実施前月分) 600千円

○食事の提供

- 1事業所当たり 3,500千円

○連携体制整備

- 1実施主体当たり 453千円

ひとり親家庭住宅支援資金貸付【令和3年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

3 実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

4 貸付実績

○貸付件数：705件

○貸付金額：1億2982万円

ひとり親家庭の在宅就業推進事業 (母子家庭等就業・自立支援事業の一部) 【平成27年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数 (160億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

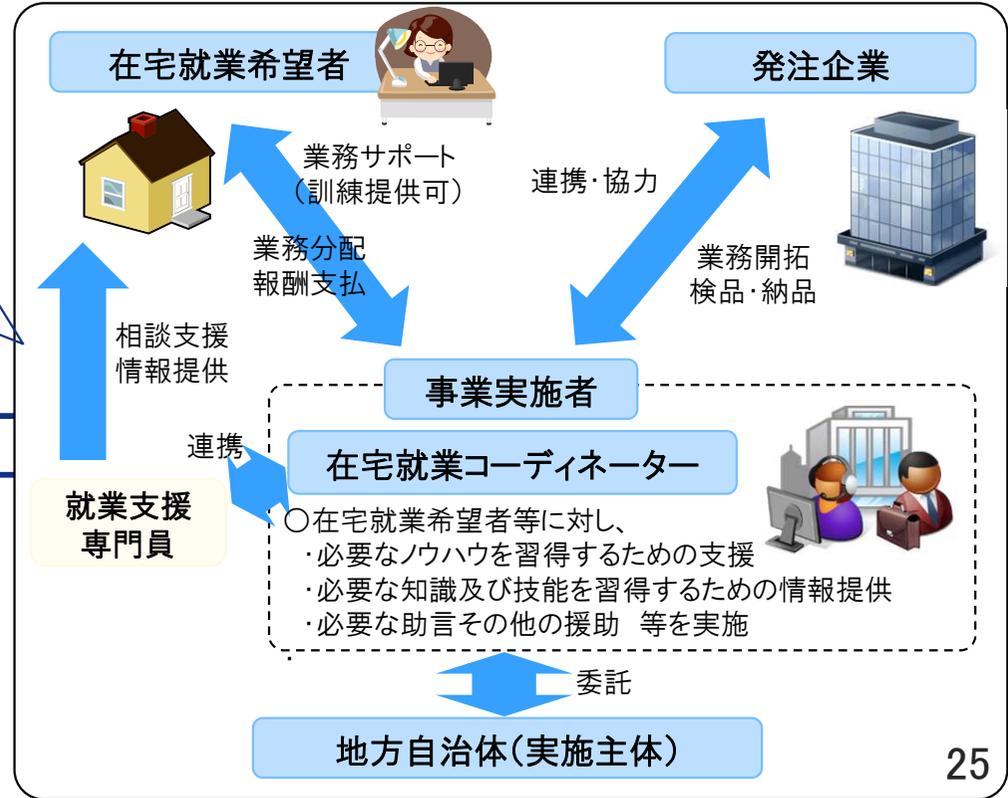
1 事業の目的

- 在宅での就業を希望するひとり親に対し、在宅業務を適切に行うために必要なノウハウ等を習得するための在宅就業コーディネーターによる支援を通じ、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援する。
(在宅就業に必要な基本的なスキルの習得が必要な場合には、母子家庭等就業・自立支援センター事業で行われている訓練等を活用)

2 事業の概要・スキーム

- 実施主体又は委託を受けた事業実施者は、在宅就業希望者等を対象としたセミナーや在宅就業者同士の情報共有に資するサロンの開催、在宅就業に係る業務の調達、在宅就業者への業務発注、在宅就業者が納入した業務の検収と納品等を行う。
- 在宅就業コーディネーター（在宅就業に関する知識やひとり親家庭への自立支援に理解を有する者等）を配置し、発注業者との契約締結の方法や業務スケジュールの管理等在宅就業者へのサポートを行う。

- ・ 事前に在宅就業希望者等からの相談に応じ、その者が望む在宅就業の形態等を聞き取り、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、一定の知識や技術等を有することを確認する。
- ・ 在宅就業希望者等と請負契約を結んだ上で、発注、報酬の支払いを行う。その際、在宅業務の内容、実施方法（業務の作業手順等）等の説明を行う。
- ・ 事業実施者及び発注企業のインセンティブを高めるため、支援対象者数等に連動した委託費の支払や多数の業務を発注した企業の公表を行う。



3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村
- 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2
- 【補助単価】 1センターあたり2,000千円、
支援対象者に応じて3,000千円～9,000千円の加算
- 【R2実施か所】 7都県市区（青森県、東京都、大阪市、八戸市、八王子市、横須賀市、練馬区）

(注) 下線の都県区は、在宅就業コーディネーターを配置

自立支援教育訓練給付金【平成15年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 - ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

<支給内容>

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※令和4年度より、上限額を引き上げ
 2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【事業実績】

令和2年度支給件数 2,031件
令和2年度就業実績 1,540件

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和2年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	60か所 (100.0%)	724か所 (92.8%)	851か所 (93.8%)

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

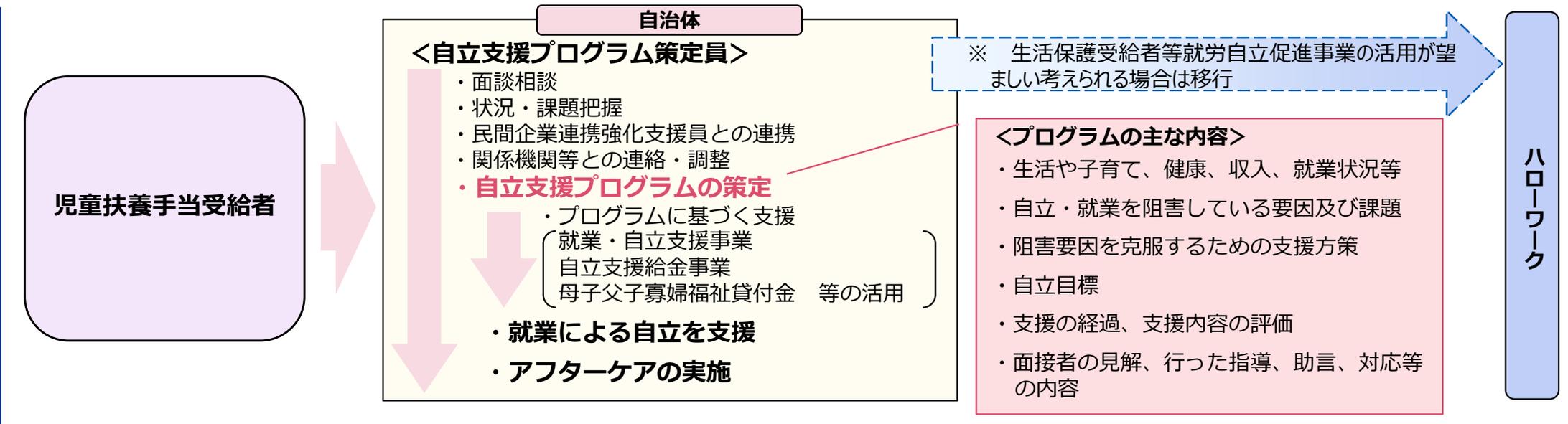
母子・父子自立支援プログラム策定事業【平成17年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国10/10

【補助単価】

1プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算
 キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1自治体あたり97千円

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和2年度	38か所 (80.9%)	19か所 (95.0%)	46か所 (76.7%)	484か所 (62.1%)	587か所 (64.7%)

【事業実績】

(注) () 内は、都道府県、市等における実施割合。

	策定件数	就業実績
令和2年度	4,933件	2,963件

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【平成27年度補正予算・平成30年度補正予算】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数 ・ 令和4年度第2次補正予算 3.6億円

1 事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

<貸付額>

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

<返済免除>

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

3 実施主体等

- 【実施主体】 ①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

- 【補助率】 ①の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）
②の場合：定額（9/10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

【貸付実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入学準備金（貸付件数）	787件	1,977件	1,542件	1,290件	1,166件
就職準備金（貸付件数）	362件	821件	907件	889件	916件

（注）平成27年度分は平成28年度に含まれる。

離婚前後親支援モデル事業【令和元年度創設】

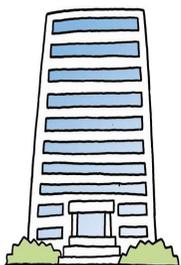
母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施する。

2 事業の概要・スキーム

地方自治体



民間団体
＜事業の全部又は
一部を委託可＞

講座等の開催

①親支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚がこどもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。

②情報提供

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。

③養育費の履行確保（R2～）

- ◆ 公正証書の作成支援及び養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行う。



- こどもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や親子交流に関する取り決めを促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2 【補助単価】 1か所当たり15,000千円

【R2年度実績】 31自治体（うち、親支援講座・情報提供11自治体、養育費の履行確保22自治体）

児童扶養手当

令和5年度当初予算案 1,486億円 (1,618億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要・スキーム

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和5年4月からの見込額）>

- 月額
加算額（児童2人目）
（児童3人目以降1人につき）

・全部支給：44,140円	・一部支給：44,130円～10,410円
・全部支給：10,420円	・一部支給：10,410円～5,210円
・全部支給：6,250円	・一部支給：6,240円～3,130円

<所得制限限度額（収入ベース）> ※前年の所得に基づき算定

- 全部支給（2人世帯）：160万円
一部支給（2人世帯）：365万円

<支給期月>

- 1月、3月、5月、7月、9月、11月

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数） ※ ()内は前年度当初予算額

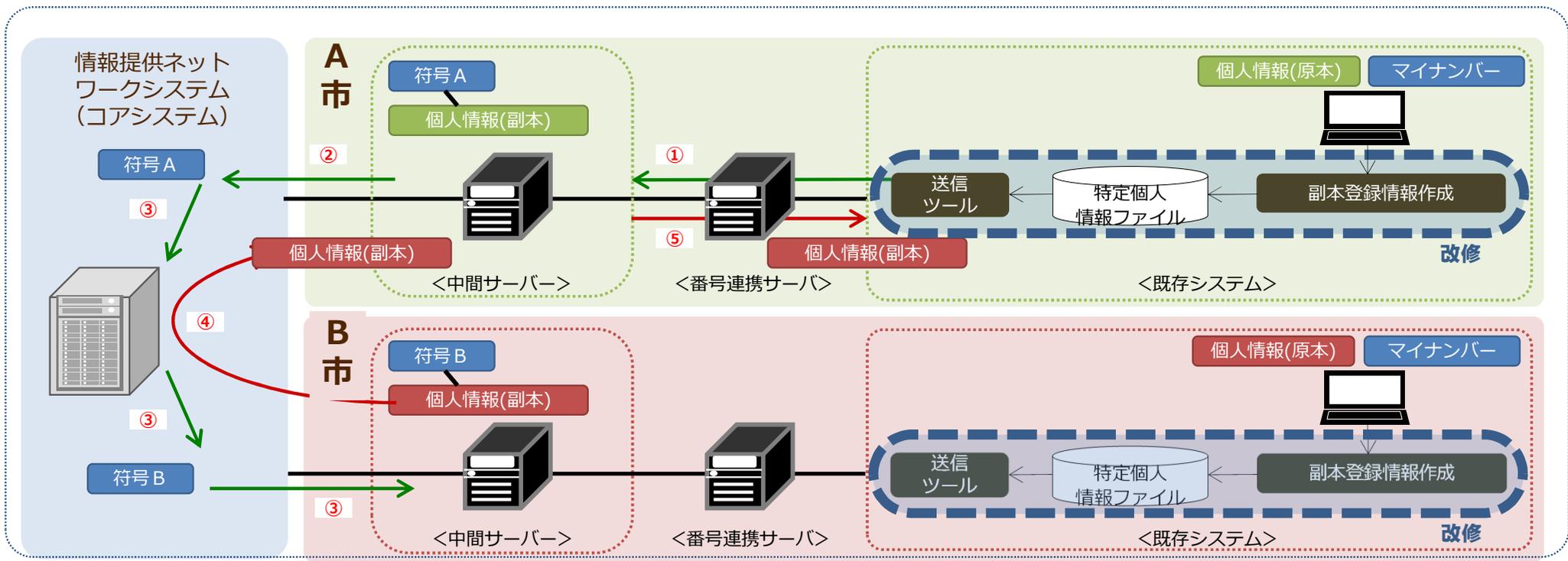
1 事業の目的

- 児童扶養手当制度における社会保障・税番号制度を活用した情報連携を推進することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 児童扶養手当制度の実施主体である都道府県、市、福祉事務所設置町村が保有する業務システムについて、受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握や、データ標準レイアウトの改版に対応するためのシステム改修等に要する費用を補助する。

<情報連携のイメージ>



3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村
- 【補助率】 国 2/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 1/3

2. 困難な問題を抱える女性への支援関係

売春防止活動・DV対策機能強化事業【平成14年度創設】

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（22億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 売春防止法に基づく要保護女子の未然防止及び配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律に基づく暴力被害女性の保護を目的として、啓発活動を行うとともに、早期発見に努め、必要な相談等に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

1. 売春防止活動推進等事業強化対策費（H14～）

（1）婦人保護啓発活動事業

婦人保護事業の推進を図るための広報啓発を実施。

【補助単価：1自治体あたり年額 338千円～604千円】

（2）婦人保護施設退所者自立生活援助事業

婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、退所者への相談・指導等を実施。

【補助単価：1施設あたり年額 947千円又は1,894千円
+対象者や取組に応じた加算】

2. 配偶者からの暴力対策機能強化事業

（3）休日夜間電話相談事業（H14～）

電話相談員を配置し、平日時間及び休日の電話対応を実施。

【補助単価：1自治体あたり月額 17,980円～617,520円】

（4）配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業（H14～）

婦人相談所や福祉関係など関係機関との連絡会議等を開催。

【補助単価：1自治体あたり 年額800,800円】

（5）婦人相談所等職員への専門研修事業（H14～）

配偶者からの暴力の特性や、通信機器の取扱いによって生じる危険性等への理解を深めるための研修を実施。

【補助単価：1自治体あたり年額 87,070円～261,210円】

（6）婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業（H30～）

一時保護所に、個別対応職員を配置し、暴力のほか障害や疾病等を複合的に抱えているケースにも適切に対応できる体制を確保する。

【補助単価：1自治体あたり年額 5,866千円】

（7）法的対応機能強化事業（H18～）

婦人相談所に非常勤弁護士等を配置し、DVや人身取引被害者からの法的相談を実施。

【補助単価：1自治体あたり年額 769,080円】

（8）専門通訳者養成研修事業（H21～）

人身取引及びDVに関する専門的な知識をもった通訳者の養成研修を実施。

【補助単価：1自治体あたり 年額666,290円】

（9）婦人相談所SNS等相談支援事業（R2～）

婦人相談所において、SNSなど即応性のある文字情報等による相談支援を実施。

【補助単価：1か所あたり年額 40,759千円】

（10）DV対応・児童虐待対応連携強化事業（R2～）

婦人相談所に、社会福祉士や保健師資格を有する者等を児童虐待防止対応コーディネーターとして配置し、児童相談所等と連携を図る。

【補助単価：1自治体あたり年額 6,251千円】

（11）同伴児童学習・通学支援事業（R2～）

一時保護所又は婦人保護施設において、学習指導員を配置し、同伴児童の学習指導等を行うとともに、生活指導員を配置し、小・中学校等に通学する際の同行支援を実施。

【補助単価：学習支援 1施設あたり 1,635千円+連絡調整加算2,518千円

通学支援 1施設あたり 1,934千円】

（12）婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業（R2～）

婦人保護施設において、入所者を退所前に施設付近の住宅において生活させ、地域生活等の体験支援を行う。

【補助単価：1施設あたり年額 580千円】

3 実施主体等

【実施主体】（1）、（2）、（12）：都道府県、（3）～（11）：都道府県及び婦人相談所設置指定都市

【補助率】5/10

【令和2年度事業実施都道府県】46都道府県※（1）～（12）のいずれかを実施しているもの。佐賀県のみ全て未実施

DV被害者等自立生活援助事業【平成26年度創設】

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（22億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一時保護所退所後のDV被害等女性が、地域で自立し定着するための支援体制を構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

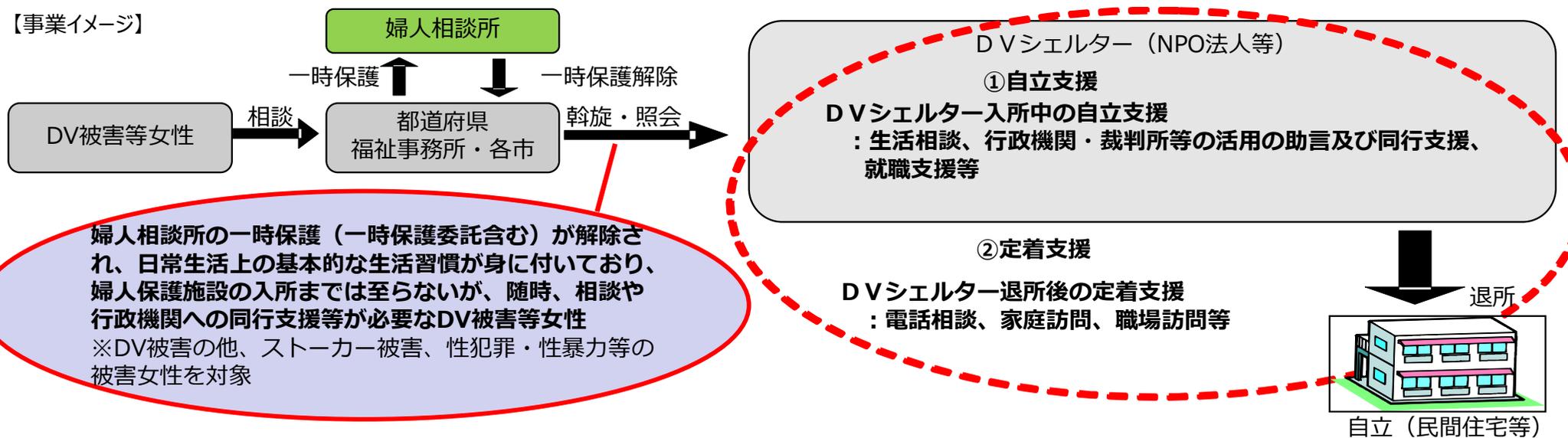
(1) 自立支援事業

DVシェルター等の一時的な居住場所に居住するDV被害等女性に対し、必要に応じて、①生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）、②行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援、③就職支援、④その他必要な相談などDVシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。

(2) 定着支援事業

自立支援事業により、DVシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、①電話相談、②家庭訪問、③社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等の職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

【事業イメージ】



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市 【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2 【令和4年度補助単価】 1か所当たり年額 4,622千円
【令和2年度実施都道府県】 8自治体（北海道、群馬県、埼玉県、兵庫県、鳥取県、香川県、高知県、福岡県）

若年被害女性等支援事業【令和3年度創設】※平成30年度からモデル事業として実施

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（22億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援

困難を抱えた若年被害女性について、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談支援等を実施。

(2) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

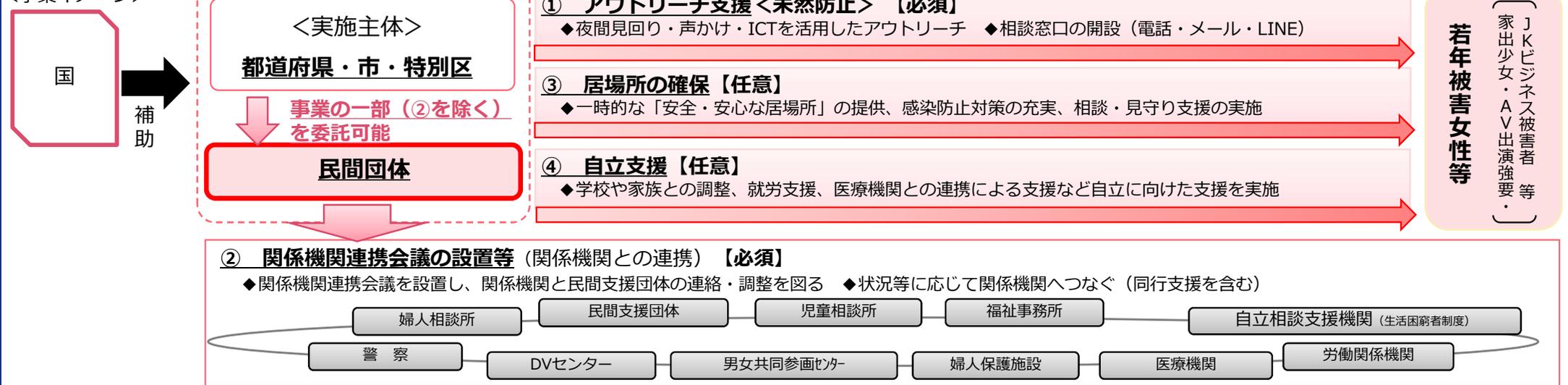
(3) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された若年被害女性について、居場所を提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、不安や悩み等に対する相談支援を実施。

(4) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

<事業イメージ>



3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・特別区

補助率：国 1/2、都道府県・市・特別区 1/2

補助単価：1か所あたり年額 45,641千円※（1）～（4）全て実施の場合

<事業実績>

令和2年度：3自治体（東京都、神奈川県、福岡県）、5団体

令和3年度：3自治体（東京都、福岡県、札幌市）、6団体

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【令和3年度創設】

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（22億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）をモデル的に構築・運営し、様々な困難な問題を抱えた女性に対し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 地域協議会

ア 代表者会議

実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援対象女性への支援方策全体の検討、②実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価等について協議を行う。

イ 実務者会議

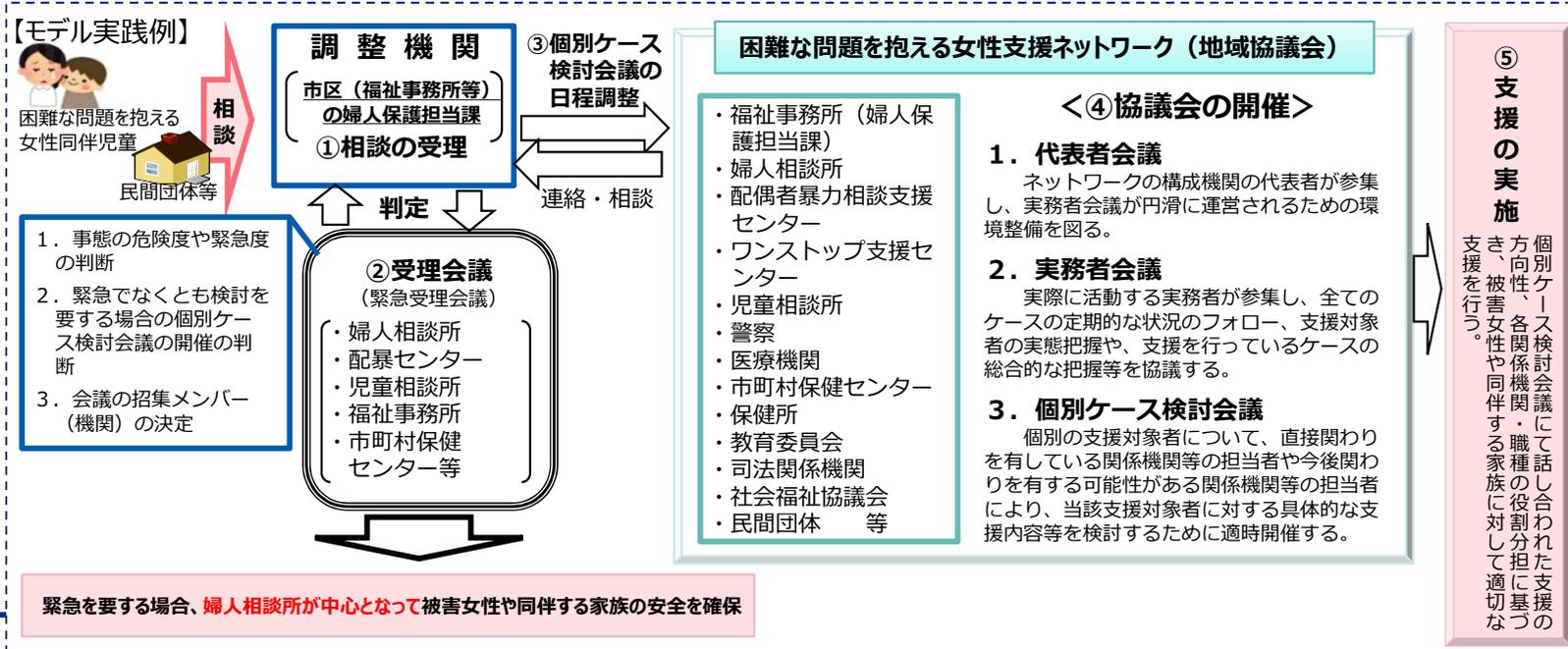
実際に活動する実務者から構成される会議であり、①全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象女性の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象女性について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係者等の担当者により、当該支援対象女性等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

(2) 調整機関

調整担当者を置き、地域協議会に関する事務を統括するとともに、支援対象女性に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて婦人相談所、その他の関係機関等との連絡調整を実施。



3 実施主体等

- 【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）
- 【補助基準額】 1自治体当たり 8,718千円
- 【補助率】 国：10／10

民間団体支援強化・推進事業【令和4年度創設】

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（22億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進し、多様化・複合化、複雑化する女性が抱える困難な問題に対応することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

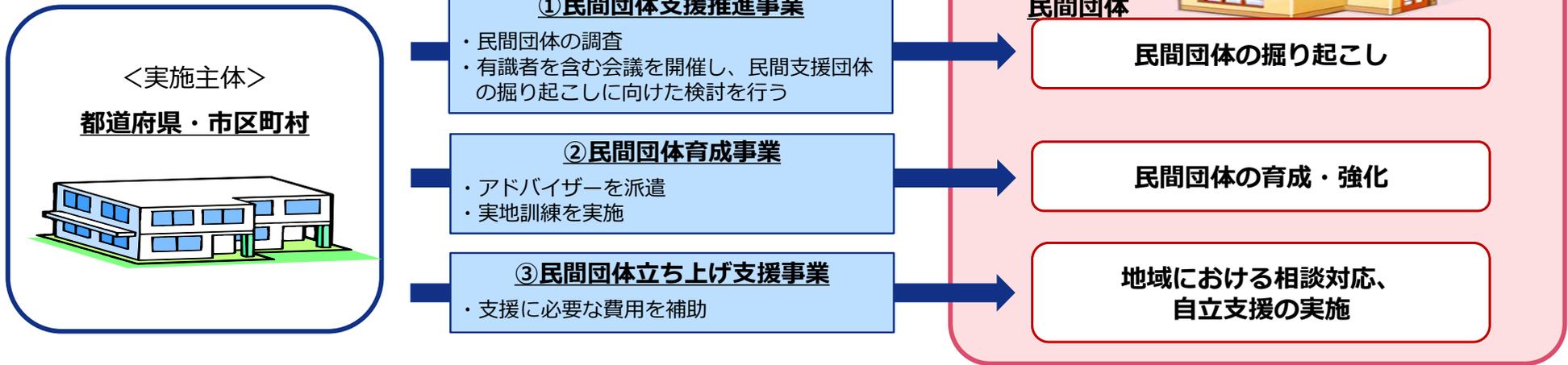
(2) 民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

(3) 民間団体立ち上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村・特別区

【補助率】 国 1/2、都道府県・市町村・特別区 1/2

【補助単価】 1自治体当たり 年額最大 11,385千円

婦人保護施設措置費 (婦人保護事業費負担金・婦人保護事業費補助金)

婦人保護事業費負担金：昭和31年度創設
婦人保護事業費補助金：昭和22年度創設

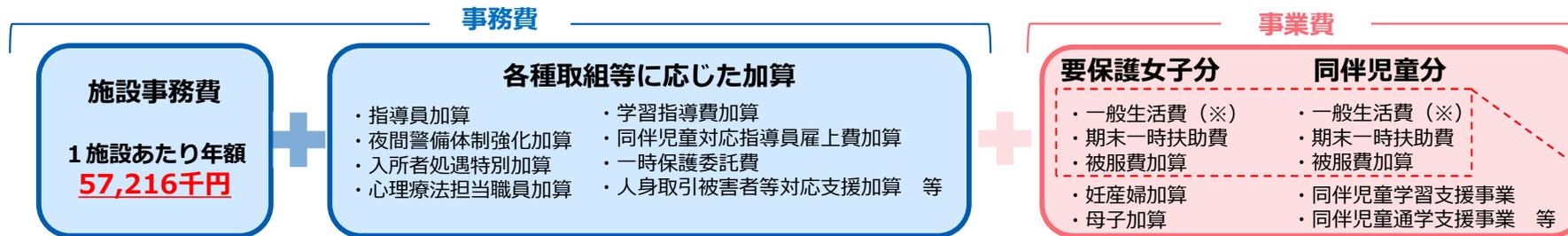
令和5年度当初予算案 26億円 (26億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（婦人保護事業費負担金）や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（婦人保護事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

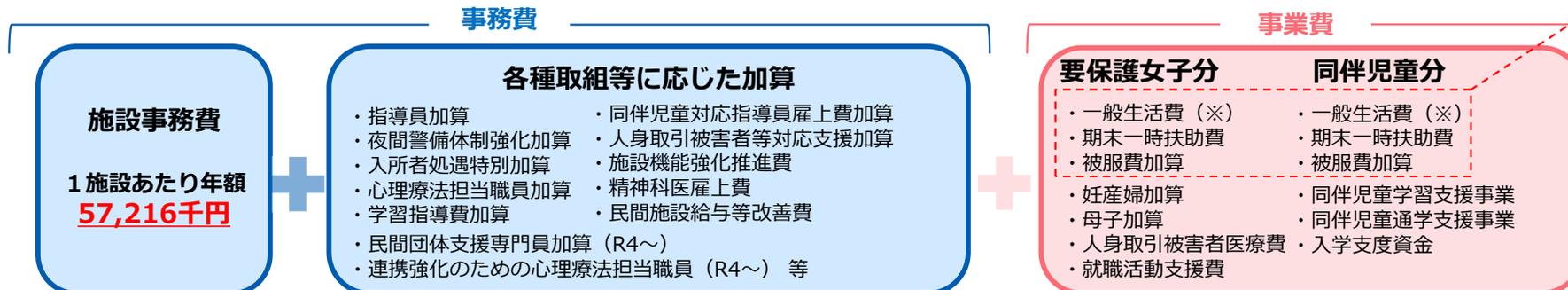
2 事業の概要・スキーム

<婦人保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



乳児同伴1名の場合の
1世帯あたり月額 **143,570円**

<婦人保護事業費補助金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



※ 令和4年度予算において、一般生活費の拡充を実施
要保護女子等分：
月額 59,600円→71,460円
乳児分：月額 41,600円→60,390円
幼児分：月額 46,800円→60,390円

3 実施主体等

(実施主体) 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市
(補助率) 国5/10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市5/10)

婦人相談所運営費負担金【平成14年度創設】

令和5年度当初予算案 16百万円（16百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 婦人相談所が行う要保護女子等の移送に必要な費用や、外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護に必要となる通訳の雇上費用等として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

2 事業の概要・スキーム

（1）婦人相談所活動費

婦人相談所から要保護女子等を婦人保護施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する役務費

（2）外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者や人身取引被害者等を保護した際の通訳雇上費や在留資格の手続等で入国管理局等を訪問する際の旅費。また、人身取引被害者については、基本的に他法他制度の利用ができない場合の医療費を支給する。

（3）広域措置費

DV被害者において暴力加害者の追跡が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないと判断される場合に、他の都道府県の婦人相談所及び婦人保護施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合の移送費。

（4）相談・一時保護同伴児童経費

DV被害者等に同伴する児童のための保育及び学習教材備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

※ 婦人相談所の人件費については、昭和60年度より一般財源化している。

3 実施主体等

（実施主体） 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

（補助率） 国5／10（都道府県・婦人相談所を設置している指定都市5／10）